

新潟県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第18号**

新潟県薬事法施行細則の一部を改正する規則

新潟県薬事法施行細則（昭和36年新潟県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理医療機器の販売業又は賃貸業の変更の届出）</p> <p><b>第11条</b> 法第40条第2項において準用する法第10条第1項の規定による変更の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（事務処理の特例）</p> <p><b>第26条</b> 条例第3条第36号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>（管理医療機器の販売業又は賃貸業の変更の届出）</p> <p><b>第11条</b> 法第40条第2項において準用する法第10条の規定による変更の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じて当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>（事務処理の特例）</p> <p><b>第26条</b> 条例第3条第40号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

**附 則**

この規則は、平成26年6月12日から施行する。